

## 東京都歯科医師会が実施している 企業歯科健診のご案内

本会では、今日の超高齢社会において、健康の保持増進の為に、ライフステージに沿った歯科保健の普及啓発を推進しております。

しかしながら、職域における歯科健診の実施率や、地域保健所等における歯科健診受診率は低く、成人期の、特に働き盛りの方々に生活習慣病としての歯周疾患の発症率が高まることから、職場の生産効率が低下することが懸念されます。そこで、定期的な歯科健診が必要不可欠であると考えております。

東京都歯科医師会では、都内の企業に勤める方と、その家族の方々のお口の健康を守るべく、下記の健康保険組合と契約を結び、企業歯科健診を行っています。

会員の皆様方におかれましては、この現状を踏まえ、何卒、企業歯科健診協力医療機関としてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【現在の契約企業】

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ○日産自動車健康保険組合  | ○ブラザー健康保険組合 |
| ○トヨタ自動車健康保険組合 | ○群馬銀行健康保険組合 |
| ○建設連合国民健康保険組合 | ○小島健康保険組合   |
| ○管工業健康保険組合    | ○経済団体健康保険組合 |

〔令和3年10月1日より適用〕

- 中部電力健康保険組合

### 重要 企業歯科健診に係る健診料金の引き上げについて

会員の先生方には日頃より本事業へのご協力をいただき、1人当たり3,240円（税込）または3,500円（税込）の歯科健診料金で実施して参りましたが、**令和2年4月1日より、どの健康保険組合におきましても1人当たり3,850円（税込）**に一律変更させていただいております。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 企業歯科健診に係る過年度分歯科健診一括請求書の取扱いについて

ご協力いただいた会員の皆様からの各契約健保の健診済み歯科健康診査票が本会に到着後、速やかに健康保険組合に歯科健診料の請求を行っておりますが、昨今、過年度分の歯科健診一括請求書の送付を頂くケースが増えております。健康保険組合より、歯科健診料の請求に関しては、年度内の健診分の請求を強く依頼されており、今後、過年度分の歯科健診料の請求につきましては、難しい見通しでございます。

つきましては、健診済み歯科健診票の速やかな請求並びに、歯科健診料の年度内請求にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 契約方法

1. 健康保険組合より実施依頼、打合せ後に契約の締結。
2. 受診者（社員・その家族）は、希望の歯科診療所（本会会員）に行き、受診。
3. 中小規模の事業所でも対応できますので、お問い合わせください。

## 実施場所

東京都歯科医師会会員の各歯科診療所で行います。

## 実施日

各企業により異なり、企業と打合せをして決定します。

1. 実施期間を限定してもよい（例えば10月～12月）。
2. 通年としてもよい（毎月）。

## 健診料 3,850円（税込）

（現行） ※令和2年4月1日より、どの健康保険組合におきましても一律で3,850円（税込）となっております。

## 流れ

1. 実施に関し、健康保険組合と打合せをします。
  2. 本会より地区歯科医師会に実施の通知。
  3. 各健保組合に歯科健康診査票および歯科健診料請求書を受診者分送付し、健保組合が受診希望者に歯科健康診査票および歯科健診料請求書を配布します。
  4. 各歯科医院より受診後の歯科健康診査票および歯科健診料請求書が本会宛に送付。
  5. 本会より各健康保険組合に歯科健診料（3,850円（税込））の請求。
  6. 各健康保険組合より本会に歯科健診料が振り込まれます。
  7. 本会より各歯科医院に歯科健診料を振り込み、その通知。
- （注）①健診の様式（歯科健康診査票）は、集計をするため統一の方式となります。

ただし、健康保険組合にて独自に作成の場合は、その診査票を使用します。

②健診の実施時期等は、通年方式でも可能です。

③医療上、必要な指導は、別途、医療保険での取扱いとなります。

④歯科健診当日に治療行為は行わず、健診のみをおこなってください。

※やむを得ず当日に治療をおこなう場合は、基本診療料（初診料・再診料等）の算定はできません。

摘要欄に「健康診断時に治療開始のため初診料を算定せず」等を記載して下さい。

⑤問い合わせ先：東京都歯科医師会67地域保健課 電話 03-3262-1148

歯科健康診査票		健康保険組合(印)	
健診月	年 月 日	被診者証番号	
氏名		性別	
年齢		職業	
1. 歯健診の種類 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
2. 歯健診の回数 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
3. 歯健診の時期 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
4. 歯健診の場所 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
5. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
6. 歯健診の費用 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
7. 歯健診の備考 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
8. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
9. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
10. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
11. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
12. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
13. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
14. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
15. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
16. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
17. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
18. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
19. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
20. 歯健診の結果 <input type="checkbox"/> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			

## 日産自動車健康保険組合 被保険者等の歯科健診実施について

本会では、産業歯科保健事業を推進し企業の歯科保健対策に積極的に取り組み、患者掘り起こしの一助となるよう、健康保険組合（トヨタ自動車健保組合、建設連合国保組合等）と委託契約を交わし、被保険者等に対して歯科健診を実施しております。

ただ、日産自動車健康保険組合の被保険者等の歯科健診のみ「健診の流れ」が他の組合と異なり、下記の要領で実施されておりますので、先生方のご高配を賜り、事業が円滑に進みますようお願い申し上げます。

### 記

1. 健診開始日：平成17年1月1日より
2. 健診対象者：日産自動車健康保険組合被保険者及びその被扶養者
3. 歯科健診料：3,850円（税込）
4. 健診の流れ：
  - (1) 受診希望者より、会員診療所に受診希望日の1週間位前に電話が入り、健診日時の予約確認をさせていただきます。
  - (2) 会員診療所は、東京都歯科医師会事務局 地域保健課に歯科健康診査票と歯科健診料請求書を送るように電話を入れて下さい。  
折り返し、事務局より本会返信用の封筒を添えて上記2書類をお送りいたします。
  - (3) 会員診療所は、歯科健診が終わりましたら上記の歯科健康診査票と歯科健診料請求書（それぞれ健保組合控と東京都歯科医師会控の2枚ずつ）を本会までご返送して下さい。
  - (4) 本会から日産自動車健康保険組合に、健診結果の報告と歯科健診料の請求をいたします。
  - (5) 日産自動車健康保険組合から歯科健診料が本会に振り込まれましたら、その歯科健診料を本会から会員診療所の口座にお振込みいたします。

※日産自動車以外の契約組合の歯科健診では、歯科健康診査票と歯科健診料請求書は健診希望者が持参いたします。

問合せ先  
東京都歯科医師会事務局  
地域保健課  
電話：03-3262-1148